

第430回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和6年7月25日(木)午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 15人

1番 井上隆市委員 2番 江口勘四郎委員 3番 尾形智代委員

4番 上妻一実委員 5番 羽島誠一委員 6番 吉田敏恵委員

7番 黒田浩次委員 8番 富田憲一委員 9番 山川光照委員

10番 奈良崎洋一委員 ~~11番 長沼健司委員~~ 12番 松田陽一委員

13番 鈴木萬四郎委員 14番 後藤敏秀委員 15番 原田広幸委員

16番 木村辰也委員

出席推進委員 7人

水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、齋藤吉昭推進委員、
木村武志推進委員、中島伸一推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 11番 長沼健司委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第500回農用地利用集積計画(所有権移転)について

日程6 議 第4号 上山の農業の振興に関する計画の検証に係る意見について

日程7 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程9 報告第3号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 谷澤貴子、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長 (会長)	定刻になりましたので、7月17日に告示になりました、第430回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります。事務局より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和6年7月17日、上山市農業委員会告示第7号により、令和6年7月25日、第430回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和6年7月18日付け農委第105号をもって、第430回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配付について、第430回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、11番、長沼健司委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が7人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、7番、黒田浩次委員、14番、後藤敏秀委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。4件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は山形市在住の〇〇氏、農業兼会社員、譲受人は皆沢在住の〇〇氏、農業兼会社員であります。皆沢地内の畑2筆について所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和

	の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連しての現地調査の結果ですが、地区担当委員である長沼健司委員が欠席のため、事務局が事前に結果の報告を受けております。代理で報告をお願いします、事務局。
事務局	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。7月23日に現地調査を行いました。〇〇氏は新規参入の方ですが、農地は〇〇氏の自宅に隣接し、現在も〇〇氏が〇〇氏から借り受け家庭菜園をしています。今後もこれまで通り野菜を作るとのことです。また、農地へ行く道路がなく車や耕作機が入れないため、〇〇氏しか使いようがない土地であり転売の心配はないと思われます。すべての許可要件を満たす方であることも確認しましたが、なおご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2及び3は関連がありますので一括して事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号2及び3について説明いたします。譲渡人は神奈川県横浜市在住の〇〇氏、歯科技工士、及び相生在住の〇〇氏、無職。譲受人は相生在住の〇〇氏、農業であります。相生地内の畑2筆について所有権の移転をするものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号に

	は該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。15番、原田広幸委員。
原田委員	整理番号2及び3について、現地調査の結果を報告します。7月22日に息子さんと現地に赴き話をさせて頂きました。〇〇氏の所有している土地が非常に荒れていましたが、事前に相生地区の代表の方の立ち合いで境界が定められていたので問題はないように思われます。この土地は以前〇〇氏が申請した土地に隣接した土地で、各々の地権者から〇〇氏に買ってくれないかと話があったものになります。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2及び3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号4について提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号4について説明いたします。譲渡人は権現堂在住の〇〇氏、無職、譲受人は権現堂在住の〇〇氏、農業であります。権現堂地内の畑1筆について所有権の移転をするものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について

	て報告をお願いします。4番、上妻一実委員。
上妻委員	整理番号4について、現地調査の結果を報告します。7月19日、〇〇氏と現地を確認してきました。30年ほど前、〇〇氏の父と桑畑と林を交換したそうです。当時は農業者年金の関係で登記をしませんでしたが、この度〇〇氏の息子さんと〇〇氏とで登記をすることになったそうです。現場はよく管理されており、何ら問題ないかと思われます。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は大門在住の〇〇氏、無職、借り人は大門在住の〇〇氏、農業であります。大門地内の田1筆について賃借権の設定をするものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当である私から現地調査の結果について報告します。
木村会長	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。7月20日に電話で〇〇氏に確認を取りました。もともとそばを作っている田んぼで、東のそば組合に入っている土地になります。今後もそばを作るそうで

	す。何ら問題ないかと思しますのでご審議よろしく申し上げます。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲受人は八日町に事務所を有する有限会社〇〇、譲渡人は三本松在住の〇〇氏、農業、〇〇氏、無職であります。譲受人が分譲地6区画を計画するにあたり、三本松地内の畑7筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。
議長	日程 5、議第 3 号、第 5 0 0 回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第 3 号、第 5 0 0 回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の 5 ページをお開きください。2 件の申請がございました。 整理番号 1 について説明いたします。譲受人は相生在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は神奈川県横浜市在住の〇〇氏であります。相生地内の畑 1 筆について所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 1 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 2 について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。譲受人は関根在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は大石一丁目在住の〇〇氏であります。関根地内の畑 7 筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。

	以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程6、議題4号、上山の農業の振興に関する計画の検証に係る意見について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第4号、上山の農業の振興に関する計画の検証に係る意見について説明いたします。 別冊の「議第4号 上山の農業の振興に関する計画の検証に係る意見について」をご覧ください。はじめに2ページ目をご覧ください。こちらは市から示されている資料となりますが、市の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完する計画、27号計画といわれる計画について、市が定期的に検証する必要があることから農業委員会をはじめとする関係機関から意見を聴取するものであり、このたび令和4年に策定した27号計画について当委員会に意見が求められているものです。 当該計画は、原口地区に農家民宿と農家レストランを建設することにより、かみのやまワインによる農業振興を図ることを目的としており、27号計画により目指す農業振興の方策については、記載のとおりです。 対象施設及び検証内容等については、令和5年度目標と実績は記載のとおりであり、目標の達成状況は農家民宿4.3%、農家レストラン6.7%。地域の農業振興への寄与に対する検証結果(案)としては、いずれも目標値が未達成であるものの、農地転用後、対象施設が予定通りに建設され、新たな顧客層の発掘や交流人口拡大に寄与していることから、目標の達成状況としては、一部達成と記載されております。

	1 ページをご覧ください。事務局といたしましては、目標達成に至っていないものの、地域の農業の振興に寄与していると認められるものとした意見等を付して本委員会の回答といたしたいと考えております。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑、意見があれば発言を許します。
黒田委員	達成状況が未達成であるが、それについて何かペナルティはあるのか。
事務局長	ペナルティはございません。こちらは27号計画を定めたあとに毎年検証するものであります。数字については目標値として宿泊者数や利用者数を記載している所ですが、検証結果（案）にある通り、様々な要件が重なり予定より完成が遅れたことから目標値に達成していないと市から示されているものです。建物は建てられたということを加味して一部達成としているものであります。
議長	その他ございますか。 （なしの声あり）
議長	発言無しと認めます。お諮りいたします。上山の農業の振興に関する計画の検証に係る意見については、原案の通り決することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程7、報告第1号、農地法第5条の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の6ページをお開きください。1件の届出がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は北町本丁在住の〇〇氏、〇〇氏、無職、譲受人は北町本丁在住の〇〇氏、会社員です。北町本丁地内の畑1筆について、住宅を建築するため転用するものであり、

	土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 8、報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の 7 ページをお開きください。5 件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 9、報告第 3 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 3 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 8 ページをお開きください。3 件の申請がございました。 整理番号 1 について説明いたします。申請人は東町在住の〇〇氏。東町地内の畑 3 筆について申請があったものです。昭和 62 年に住宅拡張するため 4 条届出を提出していたものの、地目変更を怠っていたものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。現在は農地としては利用されていないため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。申請人は関根在住の〇〇氏。関根地内の畑 1 筆について申請があったものです。昭和 50 年から宅地として造成され現在に至るものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 3 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 3 について説明いたします。申請人は石曾根在住の〇〇氏。石曾根地内の畑 1 筆について申請があったものです。奥羽本線複線化工事で発生した残土の埋め立てを承諾し、以後雑種地として利用されており、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)

議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。
----	--

(終了時刻 午後 1 時 5 9 分)

議事録署名委員

議事録署名委員